

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第13回 (H29.10.31)	資料4

就労系サービス共通の報酬・基準について

就労系サービス共通の報酬・基準に係る論点

就労系サービス共通に係る論点

論点1 就労継続支援A型・B型における就労移行支援体制加算の見直し

論点2 移行支援準備体制加算(Ⅱ)、施設外就労加算の要件緩和

論点3 就労移行支援・就労継続支援A型の年齢制限の撤廃

論点4-1 在宅利用時の生活支援サービスの評価

論点4-2 離島における在宅利用の要件緩和

論点5 利益供与等の禁止の強化

【論点1】 就労継続支援A型・B型における就労移行支援体制加算の見直し

- 就労継続支援A型・B型からの一般就労への移行を促進するため、現行の就労移行支援体制加算の評価を見直してはどうか。



- 就労継続支援A型・B型においても知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、利用者が一般就労して基本報酬が減る分を補填できるように、現行の就労移行支援体制加算の評価を見直してはどうか。
- 生活介護・自立訓練についても、一般就労への移行後に職場への定着のための支援を6月以上行う努力義務を新たに設けるため、同様の加算を設けてはどうか。

就労継続支援A型・B型における就労移行支援体制加算について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示523号）

第13 就労継続支援A型

3 就労移行支援体制加算 26単位

注 指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援A型等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

第14 就労継続支援B型

3 就労移行支援体制加算 13単位

注 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援B型事業所等の指定就労継続支援B型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

就労継続支援A型における算定事業所数 280事業所【算定率 7.2%】

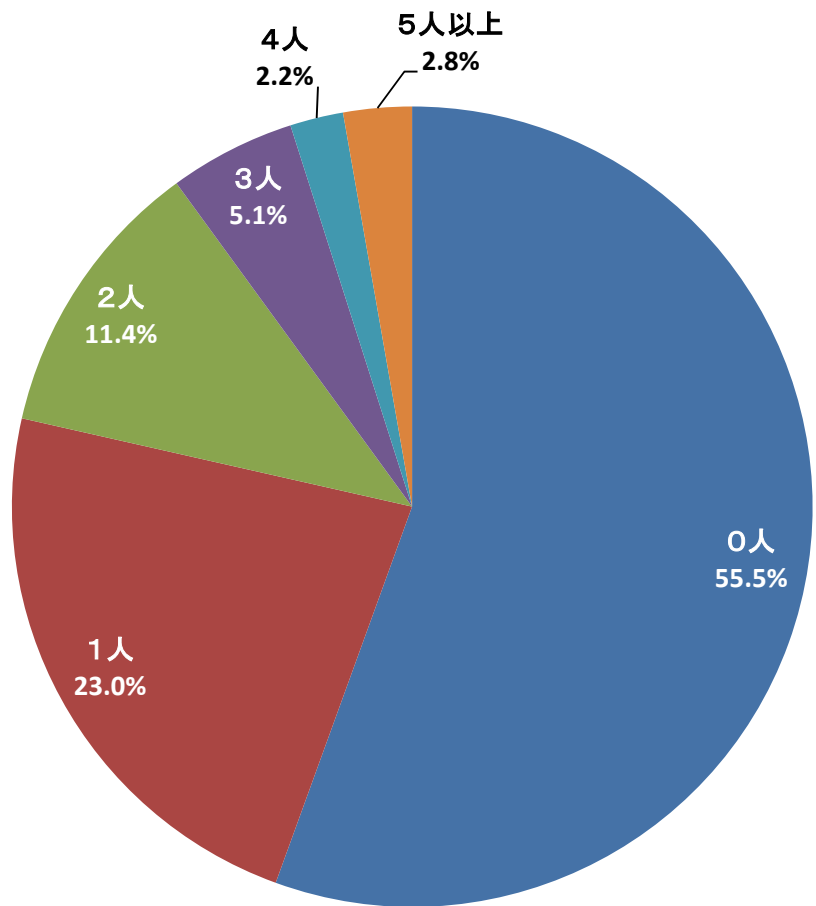
就労継続支援B型における算定事業所数 567事業所【算定率 5.2%】

【出典】国保連データ(平成29年4月サービス提供分)

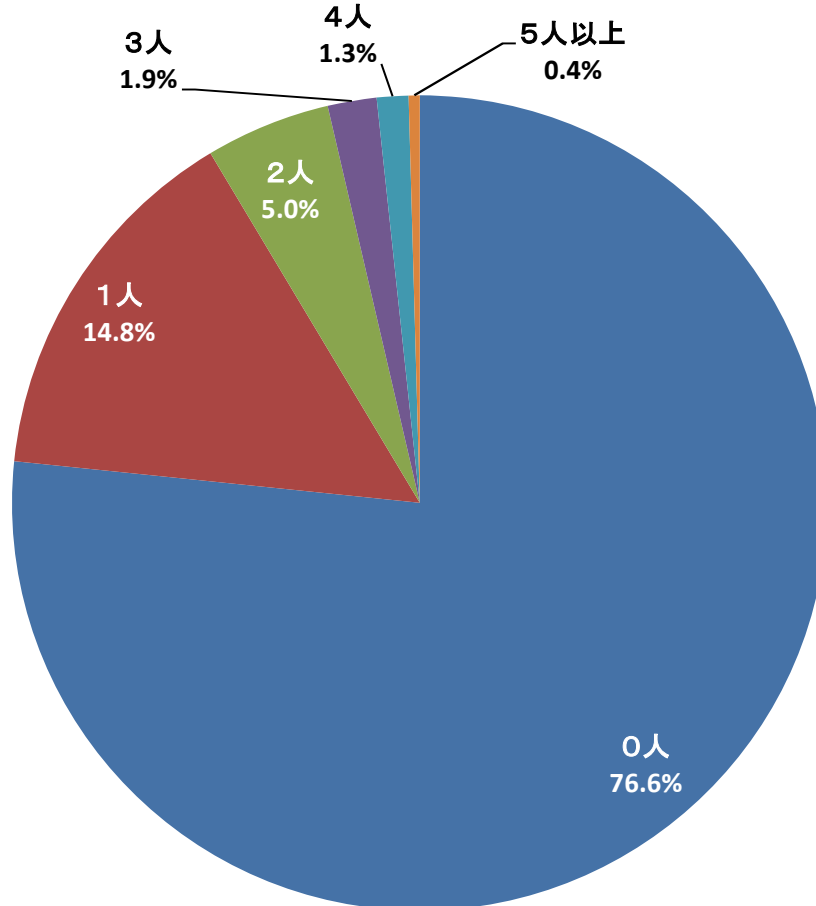
就労継続支援(A型・B型)事業所における就職者数の状況(平成27年度)

○ 就労継続支援事業について、1年間に1人も一般企業への就職者が出ていない事業所は、A型事業所で約6割、B型事業所で約8割となっている。

【就労継続支援A型】



【就労継続支援B型】



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ

生活介護・自立訓練事業所における就職者数の状況(平成27年度)

○生活介護事業所のうち一般就労への移行実績がある事業所割合は0.7%、自立訓練(機能訓練)事業所のうち一般就労への移行実績がある事業所は18.4%、自立訓練(生活訓練)事業所のうち一般就労への移行実績がある事業所は12.1%ある。

<一般就労への移行者数の推移>

	調査対象 事業所数	就職者あり 事業所数	就職者あり 事業所割合	利用者数 (H28.4.1現在) ①	平成27年度 就職者数 ②	一般就労 移行率 ③(②/①)
生活介護	6,913	45	0.7%	231,469	148	0.1%
自立訓練(機能訓練)	190	35	18.4%	1,773	81	4.6%
自立訓練(生活訓練)	979	118	12.1%	9,769	301	3.1%

【出典】平成28年度厚生労働省障害福祉課調べ

就労移行支援事業所、就労継続支援における職場定着支援の評価

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
運営基準 における 規定	<p>指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、<u>利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</u></p>	<p>指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、<u>利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u></p>	<p>指定就労継続支援B型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、<u>利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u></p>
報酬での 評価	<p>就労定着支援体制加算 21単位～146単位</p> <p>就労継続期間が6ヵ月以上12ヵ月未満、12ヵ月以上24ヵ月未満、24ヵ月以上36ヵ月未満の者の割合に応じて算定</p>	<p>就労移行支援体制加算 26単位</p> <p><u>6ヵ月以上継続して就労している者が利用定員の5%以上の場合に算定</u></p>	<p>就労移行支援体制加算 13単位</p> <p><u>6ヵ月以上継続して就労している者が利用定員の5%以上の場合に算定</u></p>

【論点2】 移行準備支援体制加算(Ⅱ)・施設外就労加算の要件緩和

- 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、福祉サービス事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととしているが、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行をより推進する観点から、この要件をどのように考えるか。
- また、施設外就労の総数については、就労系サービスが通所により、当該事業所での支援をうけながらサービスを利用するものであることを踏まえ、利用定員の100分の70以下とされているが、この要件をどのように考えるか。



- 総合特区(富山県)における取り組みでは、訓練目標の達成度の評価を施設外就労先で行っている。また、施設外就労を利用定員の10割で実施しており、平均工賃は約4万円で、全国平均(約1.5万円)よりも高い水準にあることから、これらの要件を緩和(※)してはどうか。

(※) 月の利用日数のうち最低2日の評価は、施設外就労先でも可能としてはどうか。また、利用定員の100分の70以下の要件については、要件を廃止してはどうか。

移行等準備支援体制加算、施設外就労加算について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示523号）

第12 就労移行支援事業

13 移行等準備支援体制加算

□ 移行準備支援体制加算(Ⅱ) 100単位

注2 □については、指定就労移行支援事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者（1の□に規定する就労移行支援サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。）の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

第13 就労継続支援A型

11 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

第14 就労継続支援B型

12 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援B型事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

就労移行支援における移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定事業所数	735事業所【算定率22.5%】
就労継続支援A型における施設外就労加算の算定事業所数	1836事業所【算定率47.1%】
就労継続支援B型における施設外就労加算の算定事業所数	2834事業所【算定率26.1%】

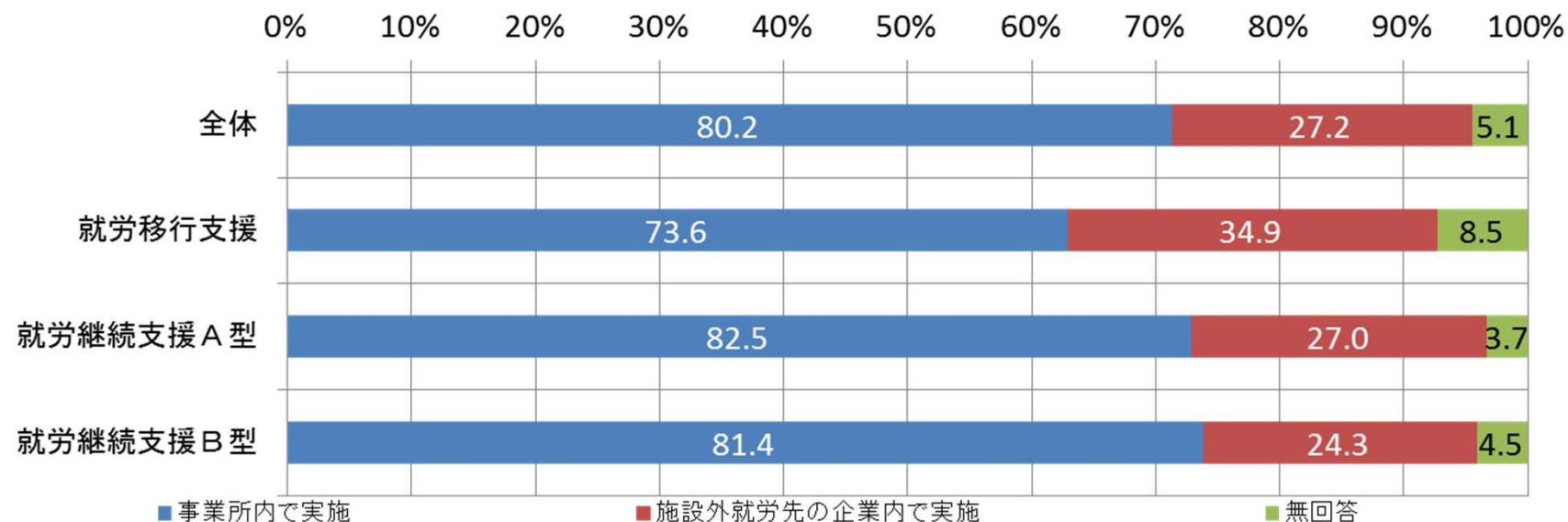
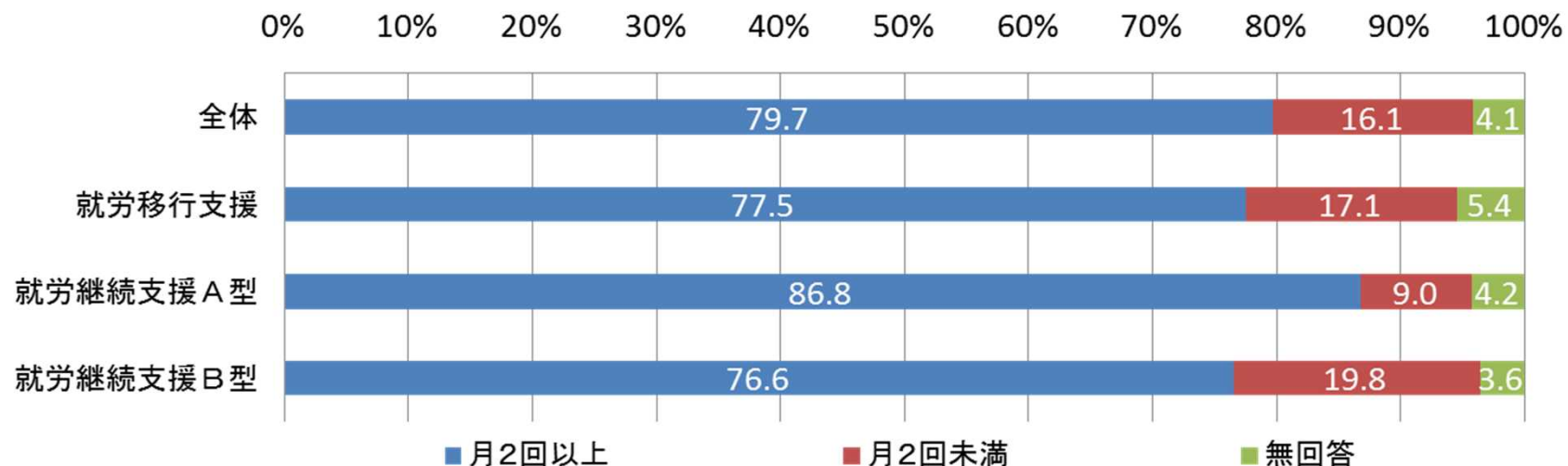
施設外就労について

- 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日 障障発第0402001号障害福祉課長通知）

- 5 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について
（2）利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）について
- ① 施設外就労（企業内就労）については、次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合に限り、算定する。
- ア 施設外就労1ユニットあたりの最低定員は1人以上とすること。なお、施設外就労の総数については、利用定員の100分の70以下とすること。ただし、地方公共団体が、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行うことにより障害者の自立及び社会参加に資するものとして、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第35条第1項の内閣総理大臣の認定（同法第37条第1項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る就労継続支援B型事業所は、施設外就労1ユニットあたりの最低定員を1人以上とするとともに、利用定員の100分の70を超えて施設外就労を行うことができる。施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- イ 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者的人数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。
- ウ 施設外就労の提供が、当該施設の運営規定に位置づけられていること。
- エ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。
- オ 緊急時の対応ができること。

施設外就労における達成度の評価の実施状況

- 達成度の評価について、月2回未満の事業所は全体の16.1%ある。
- 施設外就労先の企業内において達成度の評価を実施している事業所は、全体で27.2%ある。



【地域活性化総合特区】とやま地域共生型福祉推進特区

〔富山県〕

【目標】

あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる「**共生社会**」を実現する。

【取組概要】

地域共生型障害者就労支援事業

小規模な富山型デイサービス事業所を福祉的就労の場とすることにより、住み慣れた地域における障害者の就労の場や、雇用の機会を確保し、障害者の多様な働き方を生み出すことにより、職業的自立が困難な障害者の就労の場が確保されるとともに、一般就労への移行が可能な環境づくりを推進する。

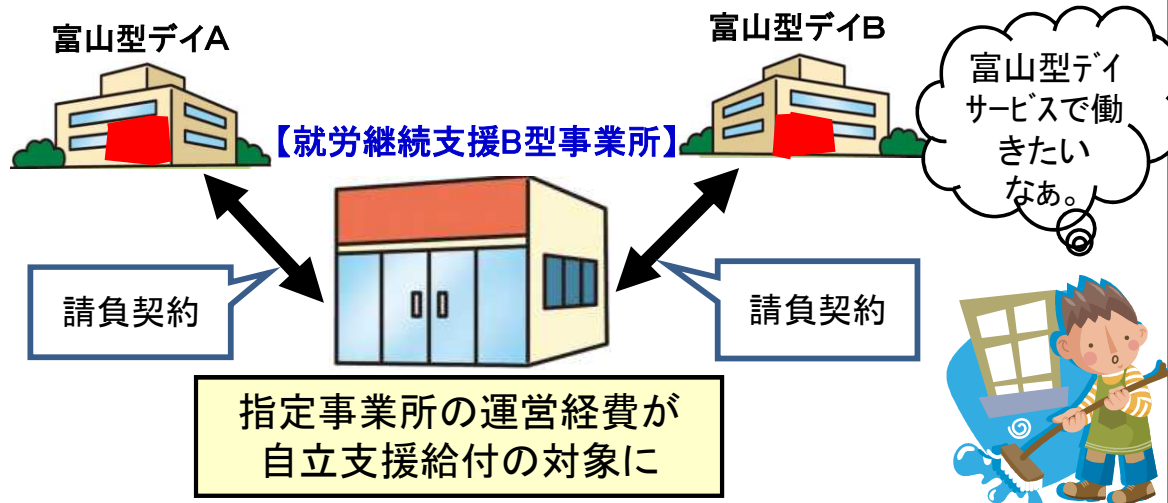
具体的には、中心となる富山型デイサービスの運営法人が**就労継続支援B型事業所**の実施主体として指定を受け、他の複数の富山型デイサービス事業所を**施設外就労先**としてグループ化する。そのうえで、各富山型デイサービス事業所が少人数の障害者を受け入れることにより、全体として一定の利用者数を確保し、事業運営を行う。平成29年3月末現在、グループ全体で8事業所、20人が就労している。

写真、イメージ等

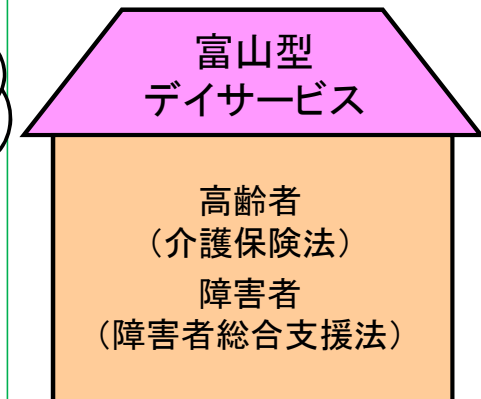


富山型デイサービスの
日常風景

規制の特例措置を活用した就労継続支援B型事業



写真、イメージ等



ひとつ屋根の下
仕切りの無い暮らしの場

【論点3】 就労移行支援・就労継続支援A型の年齢制限の撤廃

○ 労働力人口の減少等に対処するため、生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者が増加傾向にある65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう雇用保険の適用が拡大(平成29年1月1日施行)されたことも踏まえ、65歳未満とする年齢制限がある就労移行支援及び就労継続支援A型について、年齢制限を撤廃することをどう考えるか。



○ 雇用保険の適用年齢が65歳以上に拡大され、同じく高齢化が進んでいる障害者においても、65歳を境に就労移行支援や就労継続支援A型の利用に制限を設けることは合理性に欠けるため、年齢制限を撤廃してはどうか。

就労移行支援及び就労継続支援A型の年齢制限に関する規定

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

【就労移行支援】

第六条の九 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示523号）

第13 就労継続支援A型

注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、支援の度合いその他の事情により通常の事業所に雇用される事が困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型（規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下、「指定就労継続支援A型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

雇用保険の適用拡大(雇用保険法、徴収法関係)

改正の趣旨

生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険を適用する。

- ・ (役員を除く) 65歳以上の雇用者数 : H14 153万人 → H26 320万人
- ・ 65歳以上の新規求職申込件数 : H2 84,204件 → H26 431,023件 (就職件数 : H2 9,011件 → H26 74,746件)

現行の内容

- 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外
- 同一の事業主の適用事業に65歳以前から引き続いて雇用されている者 (高年齢継続被保険者) のみ、適用となり、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金 (賃金の50~80%の最大50日分) が1度だけ支給
- 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除



改正の内容【平成29年1月1日施行】

- **65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給** (支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可。)
- さらに、**介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象とする**
- **雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収し、平成31年度分までの経過措置を設ける。**
 - ※ 別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入。

【論点4-1】 在宅利用時の生活支援サービスの評価

○ 就労系サービスについては在宅での利用を認めている(平成24年度から就労継続支援、平成27年度から就労移行支援)が、就労系サービスを利用する時間に、同時に生活支援サービスを利用することができない(併給調整)ために、在宅利用が促進されない可能性があることから、在宅利用を促進するための加算を設けてはどうか。



○ 重度障害の在宅利用者のいる就労系サービス事業所において、在宅利用者が生活支援サービスを私費で利用し、事業所がその費用を負担した場合に、事業所の負担を一定程度軽減するため、生活支援サービス利用に応じた加算を設けてはどうか。

【論点4-2】 離島における在宅利用の要件緩和

- 在宅利用者に対する支援に係る基本報酬の算定にかかる以下の要件について、離島等においては満たすことが困難との指摘があるため、要件を緩和してはどうか。

(要件)

- 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと
- 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。



- 以下の地域に事業所もしくは利用障害者の居宅がある場合においては要件を緩和(※)してはどうか。

- ・離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- ・沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

- (※) 1週間につき1回の訪問又は通所については、電話やパソコンを活用した評価等に代える。
月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により達成度の評価等を行うこととする。

在宅での就労移行支援、就労継続支援の取扱いについて

在宅利用者に対する支援に係る基本報酬の算定

平成26年度までの取扱い

就労継続支援A型又は就労継続支援B型において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して支援を提供した場合であって、一定の要件を満たす場合に基本報酬の算定を認める。

対象に就労移行支援を追加

平成27年度以降の取扱い

就労移行支援又は就労継続支援(A型・B型)において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して支援を提供した場合であって、一定の要件を満たす場合に基本報酬の算定を認める。(留意事項通知)

【基本報酬の算定要件】

- ① 常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。
- ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

在宅での就労系サービスの利用実態について

- 在宅でサービス提供を行っている就労系障害福祉サービスは13事業所(調査事業所のうち0.8%)であった。
- また、在宅でのサービス利用実人数では身体障害者の利用が33.3%で最も多かった。

在宅でのサービス提供の実施(N=1581) (所)

		【内訳】		
		移行支援	継続A型	継続B型
あり	13	5	5	3
	(0.8%)	(1.4%)	(1.5%)	(0.3%)
なし	1520	343	315	862
	(96.1%)	(95.8%)	(95.2%)	(96.6%)
不明・無回答	48	10	11	27
	(3.0%)	(2.8%)	(3.3%)	(3.0%)
計	1,581	358	331	892

在宅でのサービス利用実人数(平成28年度1年間) (人)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	障害児	合計
18	17	14	0	1	4	0	54
(33.3%)	(31.5%)	(25.9%)	(0.0%)	(1.9%)	(7.4%)	(0.0%)	(100.0%)

【論点5】 利益供与等の禁止の強化

- 就労移行支援事業者や就労継続支援A型事業所では、利用者確保のため、「利用者が友人を紹介すると、紹介した者と紹介された者に金品を授与している事業所」、「企業に就職すると利用者に祝い金を出す事業所」、「就労継続支援A型事業所に雇用され6月以上働く場合に祝い金を出す事業所」、「就職斡旋した事業所に対し金品の授与を行っている事業所」があると指摘されていることから、これらを禁止する規定を設けてはどうか。



- 就労系障害福祉サービスは、障害者が自立した生活を営めるよう、ほぼ公費負担によって行われているものである。
このため、どの事業者を選ぶかは、あくまでも各事業者のサービス内容や質に基づき、障害者が自発的に判断すべきであり、こうした意思決定を歪めるような誘因手法は望ましくない。
また、サービスの質の向上を目指し、就労実績等に応じたメリハリのある報酬体系へ移行される中、こうした金品の授受を許容すれば、形式的な就労実績を獲得するために、必ずしも就労の準備が十分に整っていない障害者を一般就労させたり、受け入れ準備の整っていない企業への安易な就労を助長するおそれがある。
このため、上記のような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為は、禁止してはどうか。

利益供与の禁止等の指定基準上の規定

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

（利益供与等の禁止）

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

（25） 利益供与等の禁止（基準第三十八条）

① 基準第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。

② 同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。